

県営住宅の「常時募集」について

1 制度内容

県営住宅では、例年3・6・9・12月の年間4回の定期募集を行っておりますが、お住まいに困っている方の入居の機会を増やすため、定期募集で応募がなかった住戸について、一部を除き、いつでも申し込みが可能な「常時募集」を行っております。

2 対象住宅

香川県営住宅管理センターのホームページ (<https://kagawa-kenjyu.com/>) で、ご確認ください。

3 入居資格（定期募集と同じです）

次のすべてに該当する方

- (1) 住宅に困窮していること。
(現在、県内の公営住宅に住んでいないこと、または、居住可能な持家がないこと。)
- (2) 同居親族、または同居しようとする親族がいること。(以下の方を含みます。)
 - ・婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方(住民票等で確認できること)
 - ・婚姻の予約者で入居予定日から2か月以内に婚姻する方なお、単身で申し込みができる住戸もあります。申込み条件がありますので、下記までご相談ください。
- (3) 収入が所定の基準に該当していること。
- (4) 県税の滞納がないこと。
- (5) 過去に県営住宅の家賃、駐車場使用料、退去修繕費等の滞納がないこと。
- (6) 暴力団関係者でないこと。

※ 身体障害者世帯向け・高齢者世話付き住戸への入居を希望される場合は、事前にご相談ください。

※ 入居時には、敷金（家賃の3か月分）と連帯保証人が1名必要です。連帯保証人は免除できる場合がありますので、申込の際に下記問い合わせ先にご相談ください。

4 受付期間 いつでも申込みいただけます。(土・日・祝日、年末年始を除く。)

5 申込方法 受付は直接来庁のみで先着順とします。(郵送による受付は致しません。)
※受付時間は、8:30 ~ 17:15です。 夜間・早朝は県庁舎内に入れません。

6 受付場所 香川県庁東館7階 香川県営住宅管理センター

7 入居予定日 申込を受付した月の翌々月の1日とします。
※入居予定者の方には、申込後必要書類を添付のうえ、県営住宅入居許可申請書を提出していただきます。なお、添付書類の不備や無資格者の場合は、入居の資格を失う場合があります。

8 その他 申込から入居までの手続きや入居後のルール等については、定期募集と同じですので詳しくは、
県営住宅入居者募集案内をご覧ください。

(https://www.pref.kagawa.lg.jp/jutaku/kenei_jutaku/kenei_jyutakunitsuite.html)

※県営住宅入居者募集案内は香川県住宅課や香川県営住宅管理センターのホームページでもご確認ください。

9 お問い合わせ 香川県営住宅指定管理者 あなぶき公営住宅コンソーシアム
(香川県営住宅管理センター)
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 香川県庁東館7階
電話(ダイヤルイン) 087-832-3587